

北星学園大学学生医療互助会会則施行細則

第 1 条 この細則は、北星学園大学学生医療互助会会則（以下「会則」という）第 39 条の規定に基づき、北星学園大学学生医療互助会（以下「本会」という）の運営について必要な事項を定める。

第 2 条 健康増進の範囲は、会員個人の健康保持のための宿泊施設、健康増進施設等の利用料補助および健康増進に関する講習会・講演会の 2 事業とする。[会則第 2 条関係]

Ⅱ 健康増進施設は、別に定める。

第 3 条 新たに会員となる学生は、4 月 1 日からとする。[会則第 3 条関係]

Ⅱ 大学院生の新規加入および継続手続きは、当該年度の 4 月末日までとする。[会則第 3 条関係]

第 4 条 会員は、会員としての資格を不正に利用し給付を受けた場合には、その給付金を返還しなければならない。[会則第 3 条関係]

第 5 条 会則第 4 条第 I 項第 1 号に規定する資格喪失時期は、9 月 30 日または 3 月 31 日とする。[会則第 4 条関係]

第 6 条 会員は、学籍の異動があった場合には、事務局に直ちに届け出なければならない。

第 7 条 年度の途中から復学する学生は、在学生として 1 年間分の会費を納入し、給付を受けるものとする。[会則第 6 条関係]

第 8 条 本会会費を納入していない学生は会費納入までの期間、本会に対する一切の権利を消滅するものとする。ただし、会費納入月の 1 日をもって権利義務の行使等ができるものとする。[会則第 6 条関係]

第 9 条 会則第 4 条第 I 項第 2 号および 3 号の規定により資格を喪失した者が、再入学または除籍からの復学により新たに入会することとなった者の入会金は、徴収しない。[会則第 7 条関係]

Ⅱ 転部・転科学生の入会金は、徴収しない。[会則第 7 条関係]

Ⅲ 任意加入した大学院生が、博士課程に入学したときは、改めて入会金を納入するものとする。[会則第 7 条関係]

第 10 条 削除

第 11 条 医療費申請書、見舞金給付申請書、弔慰金給付申請書、医療費貸付金証明書、後遺障害証明書、後遺障害見舞金給付申請書その他の文書は、本会所定の様式によるものとする。[会則第 24、39 条関係]

第 12 条 本会に、次の書類および帳簿を備えておくものとする。[会則第 19 条関係]

- 1 会則および施行細則
- 2 役員名簿
- 3 予算書および決算書

- 4 会議録
- 5 文書収受簿、文書発信簿
- 6 会計帳簿および証拠書類綴
- 7 医療費給付金交付者名簿および個人別給付台帳
- 8 備品台帳
- 9 その他必要な書類

第 12 条の 2 前条に定める書類および帳簿類等は保存年限を定め、期限到来の年度末をもって廃棄処分する。[会則第 19 条関係]

Ⅱ 廃棄処分文書は、文書の年度を表示した一覧表を作成のうえ起案決裁による承認を得て行う。[会則第 19 条関係]

第 13 条 北星学園大学学生医療互助会経理規程は、別に定める。[会則第 20 条関係]

第 14 条 公示は、文書の掲示をもって行う。[会則第 22 条関係]

第 15 条 本会会費を納入していない学生は、未納期間中の給付を受けられないものとする。[会則第 24 条関係]

第 16 条 会員は、医療機関の受診に際し、医療保険の適用を受けることのできる場合は、その適用を受けなければならない。[会則第 25 条関係]

第 17 条 削除

第 18 条 会員は、医療費申請書および保険医療機関発行の領収書を、受診した月の翌月末日までに事務局に提出しなければならない。[会則第 26 条関係]

Ⅱ 翌月末日が日曜日、祝日等による事務休業日および学校閉鎖に伴う場合は、変更することがある。

第 19 条 会員が、受診した月の翌月末日までに医療費申請書および保険医療機関発行の領収書を提出しない場合、または医療費の給付金支払日から 60 日を経過しても給付金を受領しない場合には、医療費給付金請求の権利は、放棄されたものとみなす。[会則第 26 条関係]

第 20 条 保険医療機関発行の領収書の記載内容が不明なため、医療費の算定が困難な場合には、給付は行わないものとする。[会則第 27 条関係]

第 21 条 保険診療の適用を受けた医療費の総額が 100 分の 30 未満の場合は、実際に支払った額とする。[会則第 28 条関係]

第 22 条 他の機関から医療費等の一部または全額が補填された場合は、既に受けた給付額との清算を行った上で、速やかに返還するものとする。[会則第 30 条関係]

第 23 条 正課中および課外活動中の事故などに伴って入院した場合に給付される見舞金の額は、次の基準によるものとする。[会則第 32 条関係]

- 1 14 日以上 27 日までの場合、10,000 円を給付する。
- 2 28 日以上 55 日までの場合、20,000 円を給付する。
- 3 56 日以上の場合、30,000 円を給付する。

第 24 条 正課中とは、本学が編成した教育課程に基づくもの、または本学教育職員の指導による所定の調査、研究、見学等をいう。[会則第 32、33、35 条関係]

第 25 条 課外活動中とは、課外活動用具の貸出しを受けた活動を含み、次の各号のいずれかにあたる場合をいう。ただし、学内団体に加入していない者（大学に届け出していない者）は、給付を受けることができない。[会則第 32、33、35 条関係]

1 学内において本学が許可した学内団体の目的および課外活動用具の貸出し目的にそった日常の活動を行っている場合。

2 学外において団体顧問の管理のもとに当該団体の目的にそった活動をしている場合。

Ⅱ 前項第 2 号に規定する活動の範囲は、団体の集合地点より解散地点に至るまでの間とする。[会則第 32、33、35 条関係]

第 26 条 会員またはその遺族は、弔慰金または後遺障害見舞金給付を申請する場合には、死亡または後遺障害の事実を証明する書類を添付しなければならない。[会則第 33、34、35 条関係]

第 27 条 弔慰金の申請は、会員の保証人または家族が行うものとする。[会則第 34、35 条関係]

第 28 条 会員が、所定の手続きに従い医療費相当額の貸付を受けた場合には、その貸付金の返済は、その月分の医療費給付支給日に医療費の給付金と相殺するものとする。ただし、会員は、貸付金の額が医療費の給付金の額を超える場合には、その差額を本会に返済しなければならない。[会則第 36 条関係]

附則

この会則は、1982 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この会則は、1987 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この会則は、2002 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この会則は、2005 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この会則は、2008 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この会則は、2009 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この会則は、2017 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この会則は、2018 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この会則は、2019 年 4 月 1 日から実施する。